

令和5年(ワ)第1521号 地位確認等請求事件

原告 東郷ゆう子 こと 角本裕子

被告 灘民主商工会

## 証拠説明書

令和5年10月24日

神戸地方裁判所第6民事部3B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜久治 代

(主任) 同 弁護士 木 原 功仁哉

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	
甲1の1 乃至 甲1の2	平成34年11月給与 明細一覧	写し	R4. 11. 25	被告	①原告の給与額 ②被告が毎月2枚の給与明細を作 成してゐたこと 等
甲2の1 の 1	平成34年12月給与 明細一覧	原本	R4. 12. 25	被告	前記①・②に加へ ③被告の給与明細が日共の選挙活 動の広告物の裏紙に印刷されて ゐたこと 等
甲2の1 の 2	兵庫県業者後援会 ニュース	原本	R4. 7. 3	日共兵庫 県業者後 援会	同上
甲2の2	平成34年12月給与 明細一覧	写し	R4. 12. 25	被告	前記①・②に同じ
甲3の1 乃至 甲3の2	平成35年1月給与 明細一覧	写し	R5. 1. 25	被告	前記①・②に同じ
甲4の1 乃至 甲4の2	平成35年2月給与 明細一覧	写し	R5. 2. 25	被告	前記①・②に同じ
甲5の1 乃至 甲5の2	平成35年3月給与 明細一覧	写し	R5. 3. 25	被告	前記①・②に同じ

号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲6の1 乃至 甲6の2	平成35年4月給与 明細一覧	写し	R5. 4. 25	被告	前記①・②に同じ
甲7の1	平成34年5月給与 明細一覧	原本	R4. 5. 25	被告	被告の給与明細が日共の選挙活動 の広告物の裏紙に印刷されてみた こと
甲7の2	兵庫県業者後援会 ニュース	原本	R3. 10. 19	日共兵庫 県業者後 援会	
甲8	解雇通知兼損害賠 償請求書	写し	R5. 5. 9	被告代理 人弁護士 西田雅年 ら	被告が令和5年5月9日付けで原告 を解雇するとの意思表示をしたこ と等 なほ、原告が本書面を受領したの は同月11日である。
甲9	解雇理由書	写し	R5. 5. 18	被告代理 人弁護士 西田雅年 ら	被告が主張する解雇理由の内容等
甲10の1	供託通知書（供託 額：149,894円）	写し	R5. 5. 23	神戸地方 法務局	被告による供託の内容
甲10の2	供託通知書（供託 額：268,000円）	写し	R5. 5. 23	神戸地方 法務局	同上
甲10の3	供託通知書（供託 額：268,200円）	写し	R5. 5. 25	神戸地方 法務局	同上
甲11	青年部総会資料	写し	R3. 11. 12	原告	原告が作成した予算報告書の存在 及び内容 なほ、作成の要領は訴状に代はる 準備書面第7で主張したとおり、原 告が青年部運営費256,633円のうち、1万数千円を超える金員を預つ た事実はないことを付言する。
甲12	成徳支部決算報告 書	写し	R4. 6. 23	原告	原告が作成した収支・決算報告書 の存在及び内容 なほ、作成の要領は訴状に代はる 準備書面第7で述べたとおり、原告 が前期繰越金134,481円を預つた 事実はないことを付言する。

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	
甲13	金銭出納帳（青年部）	写し	R4.11 頃 ～R5.7頃	原告及び ●●事務 局員	原告が作成した金銭出納帳（青年部）の存在及び内容 なほ、作成の要領は訴状に代はる準備書面第7で主張したとおり、その都度記入がなされたわけではないことを付言する。
甲14	金銭出納帳（成徳支部）	写し	R5.2頃	原告	原告が作成した金銭出納帳（成徳支部）の存在及び内容 なほ、作成の要領は訴状に代はる準備書面第7で主張したとおり、その都度記入がなされたわけではないことを付言する。